

## 川崎市健康リビング推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域包括ケアシステムを推進し、健康リビング推進事業を実施するために必要な事項を定め、もって地域住民の健康を支える快適で安全な居住環境の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「健康リビング」とは、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、健康で快適な暮らしのスタイルを追求し、推進することにより、健康な居住環境を確保することをいう。

また、「健康リビング推進事業」とは、保健所等が既存事業を通じて蓄積した様々な技術的知識を市民に提供すること等により、家庭における健康上の被害の発生防止並びに快適で安全な居住環境の確保を支援し、もって市民生活の向上及び増進に寄与することを目的とした事業のことをいう。

### (実施機関)

第3条 健康リビング推進事業は、健康福祉局保健所、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下、地域みまもり支援センターという。）及び健康安全研究所が実施するものとする。

### (事業の実施)

第4条 この事業は、次に掲げる項目について実施する。

#### (1) 情報提供及び知識の普及

地域包括ケアシステムにおける健康リビング等に関する情報提供、広報資料の作成、指針の提示、講習会等を通じ、啓発活動を実施する。

#### (2) 相談窓口の設置

地域住民の支援及び相談・要望に対応するため、地域みまもり支援センターに健康リビング相談窓口を設置する。

#### (3) 問題解決への支援

必要な情報の提供並びに居住環境の調査を行い、問題解決を支援する。

(4) 調査研究

快適で安全な居住環境を確保していく上での新たな問題点やその現状を把握するため健康リビングに関する調査研究を実施する。

(5) 指針の策定

常に新しい情報を基に、適宜改定し充実を図る。

(6) 住まいの健康診断

地域住民の要望に応じ、室内環境測定等に基づく住まいの健康診断を行い、診断結果及び改善事項を助言する。

(事業の充実)

第5条 誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、快適で安全な居住環境に係る新たな課題に的確に対応していくため、「川崎市健康リビング対策事業連絡会議」において具体的な施策、効果的運用に関する検討を行うとともに関係機関との連携を図り本事業の充実に努める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。